令和2年塩尻市議会6月定例会 福祉教育委員会会議録

〇日 時 令和2年6月12日(金) 午前10時00分

〇場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第 4号 塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第 5号 塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例

議案第 6号 塩尻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 7号 塩尻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条 例

議案第 10号 教育委員会委員の任命について

議案第 18号 令和2年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中 歳出3款民生費、10款教育費

議案第 19 号 令和 2 年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

請願第 1号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願

○出席委員

 委員長
 赤羽
 誠治
 君
 副委員長
 青柳
 充茂
 君

 委員
 丸山
 寿子
 君
 委員
 柴田
 博
 君

 委員
 金子
 勝寿
 君
 委員
 西條
 富雄
 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長 小松 秀典 君 事務局次長 赤津 廣子 君

議事総務係長 佐原 守 君

午前9時59分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。定刻より若干早いわけですけれども、ただいまから6月定例会福祉教育委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員出席しております。

理事者挨拶

○副市長 おはようございます。委員会をお開きいただきまして、大変ありがとうございます。御提案を申し上げてございます各案件につきまして、御審査をいただきたくよろしくお願いをいたします。

○委員長 次に本来ですと、本年度初めての委員会ですので、4月に異動された課長級以上の職員で、本日出席 されている職員の自己紹介を行っておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮しまして、委員に配 付してあります名簿により紹介に代えさせていただくということでよろしくお願いします。

それでは、当委員会に付託されました議案については、別紙委員会付託案件表のとおりであります。日程について、副委員長から説明いたします。

○副委員長 本日は、午前中に議案及び請願の審査を行い、委員会終了後、協議会を開催いたします。視察等の 予定はございません。なお、懇親会につきましては、新型コロナウイルス感染予防を考慮いたしまして、今回は 実施しませんのでよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。それでは、ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、 簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただくようお願いします。また、発言に際しましては、必ずマイクを 使用してください。

議案第4号 塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例

○**委員長** それでは、議案第4号塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 それでは、お願いします。議案関係資料の 11 ページになります。議案第4号塩尻市介護保険条例 の一部を改正する条例。提案理由ですが、介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、必要な改正をする ものなどです。

2、概要(1)市町村民税非課税世帯等に属する第1号被保険者の介護保険料の減額賦課に係る保険料率を改めるものということで、これは国が消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みを設け、2015年から一部実施を行っているものです。昨年10月の消費税10%への引き上げに合わせてさらに軽減強化を行うことになったものです。軽減分については、国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担になります。昨年度と今年度と2段階に分けて行いまして、今年度で完了になります。基準額に対する自己負担額の割合を国の基準に合わせ、第1段階0.3、第2段階0.5、第3段階を0.7に軽減するものです。実際は7月に本算定をしまして年額等通知することになります。

概要の(2)になります。介護保険料の減免について、やむを得ない理由がある場合には、期限後の申請を認めるものというものです。今般、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等行うとされたことを踏まえ、介護保険料の減免を行います。新型コロナに限っての減免措置に関する要綱を策定しまして条例改正と同時に交付する予定になっています。国の通知で、やむを得ない理由があるものの期限後の申請を認めるというもので、条

例の中で定めていきたいと思います。今後もコロナ以外の災害も想定されますので、条例の中で定めていきたい と思います。

3、条例の新旧対照表ということで、次の 12、13 ページをお願いします。保険料率第 2 条の 2 項以降の改正になりますが、この前の第 1 項において第 1 段階から第 11 段階までの保険料率を定めておりまして、2 項以降で令和 2 年度の第 1 段階から第 3 段階までの保険料を規定しています。

改正案のほうですけれども、第2項、前項第1号に掲げる者の例、第39条第5項の規定による減免賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定に関わらず1万8,360円とするということで、この前項第1号というのが第1段階の方のことになります。それから、第3項は、第2項の規定は第1項第2号に掲げる者の保険料率について準用するということで、ここは第2段階の方の保険料になります。3万600円です。第4項も同じく第3段階の方の保険料になるということで、現行と比べまして保険料が、第1段階が2万1,420円から1万8,360円、第2段階が3万5,190円から3万600円、第3段階が4万4,370円から4万2,840円となります。あと現行のところの令和元年度及び令和2年度の各年度となっているところを、令和2年度と変えることになります。

次の保険料の減免のところですが、最初のところの納期限のところを特別徴収分の納期限を括弧書きの中に入れて整理して直してあることと、最後のただし書の部分です。ただし、災害、その他のやむを得ない理由により、納期限等までに申請を提出することが困難であると市長が認める場合、この限りではないということを加えてあります。

では戻っていただいて、4、条例の施行等ということで、公布の日から施行し、令和2年度以後の年度分の介護保険料から適用するものです。ただし、介護保険料の減免の申請に係る改正規定については、これは国からの通知で2月1日から適用するようになっていますので、令和2年2月1日以後の納期限等に係る介護保険料から適用するものです。以上です。

- **○委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。
- **〇柴田博委員** 質問ではありませんけれども、現行と改定案についてそれぞれ介護保険料の一覧表があると思うのですが、それを全部 11 号まであるものを、できたら資料として提出していただきたいのですけども。
- ○**長寿課長** 用意するようにします。
- ○柴田博委員 お願いします。
- ○委員長 ほかにありますか。それでは、質疑を終了します。

これより自由討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 ないようですので、議案第4号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、議案第4号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。 次に進みます。

議案第5号 塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例

議案第6号 塩尻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第5号及び第6号を一括して議題といたします。第5号塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例と第6号塩尻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。説明を求めます。

○こども課長 それでは、議案関係資料の 14 ページを御覧いただきたいと思います。塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。まず1の提案理由でございますが、当該施設及び事業の運営について定めました内閣府令の一部がこの4月に改正されたことに伴いまして、これに準拠する条例の一部を改正するものでございます。

2の概要でございますが、市が保護者の希望に基づいて卒園後の教育・保育の提供について優先的な措置を講 じている場合には、受入れを行う連携施設の確保を不要とするものでございます。

3の条例の新旧対照表につきましては、15ページを御覧ください。新旧対照表左側の改正案、第42条第4項に新たに第1号として、市が入所調整において優先的な措置を講じている場合など、保護者の希望に基づいて引き続き教育や保育が提供されるような措置を講じている場合には、連携施設の確保を不要とするという規定を追加いたします。

おめくりいただきまして16ページを御覧ください。第2号は改正前の規定と同じ内容となります。

ページ前後して恐縮ですが、14ページにお戻りをいただきまして、4の条例の施行等でございますが、公布の日から施行をさせていただくものでございます。なお、本市では現在、小規模保育事業所が2園開園準備中でありますが、民間の保育事業所支援の観点から、いずれも本市の公立保育園が連携施設となることから、今回の改正による影響はございません。説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長 6号もお願いします。

○こども課長 続いて第6号、17ページを御覧ください。塩尻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

まず1の提案理由でございますが、こちらは厚生労働省の基準省令の一部が令和2年3月に改正されたことに 伴いまして、必要な改正を行うものでございます。先ほどの議案第5号が給付費を支給するための確認に必要な 基準を定めていたのに対しまして、この基準省令では主に家庭的保育事業等の設備及び運営に関する最低基準を 定めております。

2の概要でございますが、まず1点目としまして、先ほどの議案第5号同様、市が保護者の希望に基づいて卒 園後の教育・保育の提供について必要な措置を講じているとき、受入れを行う連携施設の確保を不要とするもの でございます。

2点目といたしまして、居宅訪問型保育事業について、保育を提供する場合の例示としてこれまで、等という 文言の中に含まれておりました、保護者の疾病等により乳幼児の養育が困難な場合をあえて明記するように求め られたため、本条例に明記するものでございます。

3の条例の新旧対照表につきましては、18ページを御覧ください。新旧対照表左側の改正案、第7条第4項に

新たに第1号として、市が入所調整において保護者の希望に基づいて引き続き教育や保育が提供されるような措置を講じている場合には、連携施設の確保を不要とするという規定を追加いたします。次の19ページの第2号は改正前の規定と同じ内容になります。その下の第38条第4号の下線部分に2点目の改正点であります、保護者の疾病等や環境上の理由により乳幼児の家庭での養育が困難な場合について記載をしております。

17ページにお戻りいただきまして、4の条例の施行等でございますが、交付の日から施行させていただくものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

- ○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。
- **〇柴田博委員** 5号及び6号ともに、もう少し具体的にどんなことがあった場合にどういうことをしなくていいというか、その辺をもう少し分かりやすく説明していただけますか。
- **○こども課長** 入所の調整は、現在、待機児童問題等で全国的に非常に困難になっている自治体もございます。 そのような場合も優先的に、この特定教育・保育施設、また特定地域型保育事業の保育事業所を卒園した児童が、 3歳になっても引き続き保育なり教育を受けることができるようにするために優遇措置を講じている場合には、 法律的に義務付けられている要件の1つであります連携施設の確保、これを不要とするというものであります。 要するに、ゼロ、1、2歳から3、4、5歳に連続して保育なり教育なりが受けさせるようにするということを 要件にしてありますけれども、市が優遇的な措置を講じた場合には、その要件をなしとして緩和することにしま しょうという、そういう改正になります。
- **〇柴田博委員** 塩尻市では、取りあえず条例はこういうふうに改正するけれども、特別変わることはないということですか。
- **○こども課長** 実は、塩尻市では3、4、5歳、3歳以上児については比較的受入れに余裕がある状況になっておりますので、連携施設の確保として公立保育園を確保するように必ずお願いをしますけれども、3、4、5歳は引き続き入れるような状況にありますので、ここで言う特別な配慮というのは、あえてする必要がないと考えております。
- ○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。
- ○西條富雄委員 塩尻市の中に、このような対象になる家庭、あるいは子供は何件くらいあるか教えてください。 ○こども課長 まず、定員のほうからでありますけれども、小規模保育事業所と言われるものが、塩尻市内でも この4月に2つ開園しております。その1つがひかりテラス保育園と言いますが、こちらが定員19名でございま す。それからもう1つがみのむしのおうちという、こちらも19人ということでありまして、合計38人の定員と いうことになっております。4月の入所状況でございますが、4月1日現在におきまして、ひかりテラスが19 人の定員に対して15人。それから、みのむしのおうちが19人の定員に対して11人。合計で26人のお子さんが いらっしゃるという状況でございます。
- ○西條富雄委員 その人数というのは増加傾向なのですか、あるいは横ばいなのですか。
- **○こども課長** いずれの園につきましても、この4月に開園したばかりという状況でありますが、5月、6月の 推移を見ますと5月1日は、この26人が28人になっております。6月も同様の28人ということでありまして、 現段階では増加傾向にあると見てよろしいかと思います。
- **○委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○丸山寿子委員 一点、関連で、この特定のこういった施設ができて十分利用できていいなと思うのですけれども、現在の公立の保育園のほうの未満児といいますか、そちらの状況はどんなふうになっているのかお聞かせください。

○こども課長 現在の空き状況でございますが、公立保育園におきましては、軒並み定員いっぱいという状況になっております。ゼロ歳児につきましては現在、空きがございません。それから、1歳児につきましては空きが1人。それから、2歳児につきましては7人というような状況になっております。ゼロ歳が空きがゼロ人、1歳が空きが1人、2歳が空きが7人というような状況になっております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

[「なし」の声あり]

○委員長 ないようですので、質疑を終了します。

これより自由討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 ないようですので、議案第5号及び第6号については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、議案第5号及び第6号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第7号 塩尻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 〇委員長 次に、議案第7号塩尻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例を議題とします。説明を求めます。

○こども課長 それでは、資料 20 ページを御覧ください。塩尻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

まず1の提案理由でございますが、当該施設及び事業の運営について定めました、厚生労働省の基準省令の一部がこの3月に改正されたことに伴いまして、これに準拠する条例の一部を改正するものでございます。

2の概要でございますが、放課後児童支援員の認定要件である研修受講に関して、従来認めておりました都道 府県及び政令指定都市が開催する研修のほかに、中核市が開催する研修を受講した場合も認めることとしたため、 中核市の文言を加えるものでございます。

3の条例の新旧対照表につきましては、21 ページを御覧ください。この対照表、左側の改正案第 11 条第 3 項 に中核市の文言を追記いたします。

では 20 ページにお戻りいただきまして、4 の条例の施行等でございますが、公布の日から施行させていただく ものでございます。

なお、本市におきましては児童館と呼ばれる児童厚生施設が9施設ございますが、配置される全ての構成員に対しまして、長野県が開催する認定資格研修を受講するように指示しております。説明は以上です。よろしく御 審議のほどお願い申し上げます。 **○委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

[「なし」の声あり]

○委員長 よろしいですか。それでは、質疑を終了します。

これより自由討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 ないようですので、議案第7号については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、議案第7号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。 次に進みます。

議案第10号 教育委員会委員の任命について

- ○委員長 議案第10号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。説明を求めます。
- ○教育総務課長 それでは、議案関係資料の32ページをお願いいたします。議案第10号教育委員会委員の任命 について御説明申し上げます。

提案理由につきましては、教育委員会委員の任命について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第 2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

概要につきましては、教育委員4人のうち、小澤嘉和氏が令和2年6月25日に任期満了になることに伴い、新たに碓井邦雄氏を適任者と認め任命しようとするものでございます。教育委員の任命につきましては、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命することと規定されております。碓井邦雄氏につきましては、小中学校教諭として、また市内小中学校長として本市の学校教育に尽力いただきました。地域における区長経験もあり、地域や教育行政に精通していることから、今回選任させていただいたものでございます。任期は4年となります。なお、略歴書は33ページになりますので御確認ください。説明は以上でございます。

〇委員長 ありがとうございました。それでは、質疑を行います。委員の皆さんから、質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了します。

これより自由討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 ないようですので、議案第10号については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、議案第10号については全員一致をもって同意すべきものと決しました。

午前 10 時 26 分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開します。

議案第18号 令和2年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中 歳出3款民生費、10款教育費

○**委員長** 議案第 18 号令和 2 年度塩尻市一般会計補正予算(第 3 号)中、当委員会に付託された部分について を議題といたします。説明を求めます。

○福祉課長 それでは、議案第 18 号歳出でございますけども、17、18 ページをお開きください。 3 款民生費 1 項社会福祉費 2 目障害者福祉費、説明欄下から 2 つ目の白丸、障害児入所給付事業の障害児施設給付費 77 万円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、特別支援学校の臨時休業に伴う放課後デイサービスの給付増額分と、利用料の増えた保護者に対して同額を負担するものでございます。なお、この給付事業に係ります費用につきましては、国が 10 分の 10 全額補助となっております。以上です。

○長寿課長 続きまして、その下の5目介護保険事務費になります。操出金です。説明欄白丸、介護保険事業特別会計操出金です。先ほど条例改正で御説明しました保険料軽減のための操出金になります。国と県の負担金が一般会計に入りますので、それと市の負担を合わせて、特別会計に繰り出すものです。合わせて1,197 万 8,000円ですが、それにマイナンバーに関するシステム改修のための事務費操出金11 万 7,000円と合わせまして、1,209万 5,000円となります。私からは以上です。

○福祉課長 続きまして、19、20ページをお願いいたします。2項児童福祉費1目児童福祉総務費、説明欄の白丸、児童手当支給事業のシステム改修委託料38万3,000円につきましては、マイナンバーによる他機関との情報連携に伴い必要となるデータ項目標準レイアウトの改訂に対応するための改修費でございます。この事業に係る費用につきましては、国が3分の2補助となっております。以上です。

〇こども課長 その下の5目児童健全育成費、最初の白丸、児童館・児童クラブ運営費、その一番上の黒丸、消耗品費470万4,000円につきましては、市内児童館9館における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、非接触型体温計27個や、空気清浄機9台、消毒液などを購入するために増額補正をするものです。その下の黒丸、消毒作業業務委託料179万6,000円につきましては、児童館において新型コロナウイルス感染者が発生した場合に備え、施設内の消毒を安全かつ確実に実施するために、専門業者への発注を想定し、児童館3館分の作業委託料を増額補正するものです。なお、この事業の財源は、いずれも国の子ども・子育て支援交付金で、補助率は国10分の10となっております。以上です。

○福祉課長 続きまして、その下、3項生活保護費1目生活保護総務費、説明欄の白丸、生活保護事務諸経費の 生活保護システム改修委託料66万円につきましては、令和2年4月の生活保護法の改正により、日常生活支援居 住施設が創設されました。この施設は、居宅での日常生活を送ることが困難ではあるが、救護施設などの社会福 祉施設への入所対象にならない生活保護受給者が、必要な日常生活上の支援を受けながら生活を送るのですけれ ども、この施設への委託事務費を計算する機能を生活保護システムに組み込むための改修費用でございます。な お、この事業に係る費用につきましては、国が2分の1補助となっております。私からは以上です。

○教育総務課長 それでは予算書 23、24ページをお願いいたします。10 款教育費 2 項小学校費 1 目学校管理費、説明欄白丸、小学校管理諸経費、消耗品費 454 万 5,000 円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、市内小学校を支援するもので、児童の体温測定用の非接触型体温計や、教室内等消毒するための消毒液、また、給食配膳時等に使用する使い捨てビニール手袋などを購入するものでございます。国庫補助額は、児童 1 人当たり 340 円が上限となっております。

〇こども課長 続きまして、その下の白丸、放課後児童教室運営諸経費、一番上の黒丸、消耗品費 50 万円につきましては、木曽楢川小学校放課後児童教室における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、非接触型体温計3個や、空気清浄機1台、消毒液などを購入するため増額補正するものです。なお、この事業の財源は、先ほどの児童館の対策費同様、国の交付金で、補助率は国10分の10となっております。私からは以上です。

○教育総務課長 続きまして、2目教育振興費、白丸、情報通信ネットワーク整備事業、備品購入費1億3,032万円につきましては、国の推進するGIGAスクール構想の実現に向けた児童・生徒1人1台の端末整備に関して、当初令和5年度までの整備計画でございましたが、国庫補助事業の前倒しに対応し、児童・生徒が使用するタブレット端末を導入するものでございます。既に導入済みの387台を除く、小学校が2,896台、中学校が1,703台、合わせて4,599台を導入する予定でございます。小中学校の総事業費につきましては、2億695万5,000円で、財源は国庫補助1億4,958万円、一般財源で5,737万5,000円を見込んでおります。なお、国庫補助額につきましては、1台当たり4万5,000円が上限となってございます。

続きまして、3目給食施設費、白丸、給食運営事業諸経費、黒ポツ、学校臨時休業対策費補助金215万8,000円につきましては、本年3月の国の要請による小中学校の一斉休校に伴い、給食提供を中止しております。特に主食を提供しております委託加工事業者は、学校給食が事業に占める割合が高いことから、多大な損害が発生しており、助成措置の強い要望がある中で、国庫補助の対象となることが示されたところでございます。このため事業者からの報告を受け、対象となる主食、米飯、麺になりますが、こちらの加工賃の90%、それから牛乳の処理配送費の80%について、長野県学校給食会、それから協同乳業株式会社等の事業者に対し、補助金を交付するものでございます。こちらに対する国庫補助割合は4分の3となっております。

続きまして、3項中学校費1目学校管理費、白丸、中学校管理諸経費、消耗品費の238万5,000円につきましては、小学校費と同様に新型コロナウイルス感染症対策として、市内中学校で使用する非接触型体温計等を購入するものでございます。続きまして2目教育振興費、白丸、情報通信ネットワーク整備事業、備品購入費7,663万5,000円につきましては、先ほど小学校費で御説明申し上げたものですので、割愛させていただきます。次に3目給食施設費、白丸、給食運営事業諸経費、黒ポツ、学校臨時休業対策費補助金95万3,000円につきましては、こちらも小学校費と同様に、給食関係事業者に補助金を交付するものでございます。

私からは以上です。

〇スポーツ推進課長 続きまして、予算書 25、26ページをお願いいたします。6項保健体育費 2 目体育施設費、 説明欄1つ目の白丸、体育施設整備事業、体育施設改修工事費 77 万 7,000 円につきましては、市立体育館の給水 管の漏水に伴う修理費用の増額補正となります。説明につきましては以上となります。よろしくお願いいたしま す。

- **○委員長** ありがとうございました。それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。
- ○金子勝寿委員 24ページの情報通信ネットワーク整備事業。タブレットということですが、これはどのメーカーで、いわゆるアプリとか、その辺の運用は国の指針があるのに従ってやると思うのですが、生徒と授業時間中の板書とのやり取りとか、どんな形になるのか少し詳しく教えてください。
- ○教育総務課長 まず機種につきましてですが、一応、国が標準として示しておりますパッケージがございまして、iPad とか Chrome というところになるのですが、こちらについては、今、県で共同調達の考えもある中で、単独で調達するか、そういった共同調達に相乗りするか、検討しているところでございます。今後、私どもで、求める内容のパッケージがあれば、そちらを取っていきたいとは思っていますけれども。

後は、活用についてですけれども、授業で先生が教えながら使うようになっていくのが、今年度全て整備したところで、実際には来年度になろうかと思っております。使い始めについては、授業で子供たちが実際に手に取って、検索サイトを活用した調べ学習であるとか、デジタル教材を活用して、一人一人の学習進捗状況を先生が可視化して、個別学習につなげる。後は教科ごと、数学や算数では関数や図形などの変化の様子を可視化して学びを深めるというようなところで、授業でまず積極的に使っていくような形を取っていきたいと思っています。

先生の活用のための資質です。能力の向上が必要になってきますので、今いる情報教育担当指導主事1人では 大変なものですから、この者を中心に、できましたら学校を支援するサポーター、サポートしてくれる支援員を 見つけて、何とか手配できたらと今考えているところでございます。

以上です。

- ○金子勝寿委員 それでは2点。1点目。調達は県でやると、スケールメリットでお安くなるのか。県でやった場合は、例えば機種がもう決まっているAppleだとか、Android使うのか。もう1点は、iPadは、使用の仕方は現場ですので、基本的には家には持ち帰らない、備品ということで学校に置いて、充電して授業だけに使うやり方にするのか、その辺また教えてください。
- ○教育総務課長 長野県市町村自治振興組合で共同調達するということになると、1機種に多分絞られてきてしまうと思います。今のところ我々は、小学校ではできたら iPad、中学校では Chrome でやられたらどうかと検討しておりますので、共同調達に参加できるかどうか微妙なところはございます。中身的には、国が示しているパッケージが4万5,000円という物があるものですから、どこの業者もこの金額で提供してくる中で、あと、中身、使えるソフトですとか、そういったものが我々の考えているものに合っているかどうか、近いものを選んでいくという形になります。

それから、活用における、学校での備品扱いになるかどうかというところは、基本的には学校にキャビネットを置いて、そこで保管していく、それで学校で使うというイメージでございます。ただこれが、毎日の授業の中で使い始められると、子供たちはどんどん活用が広がっていく中で、だんだんと自宅へ持ち帰るようなことも出てくるのではないか。当面は学校の中で管理しっかりして、セキュリティが担保されるところで使っていきたいと考えていますが、その後はどこまで広がっていくかは、今後の活用次第だと考えています。

○金子勝寿委員 小学校は iPad で、中学校は違う機種というのは、何か理由があるのか。普通だったら、持ち上がりで同じでやったほうがいいような気もするのですが。そこ、何か根拠とかあれば教えてください。

- ○**教育総務課長** 詳細を担当の係長から御説明させます。
- ○学校支援係長 まず小学生ということで、iPad は大分、直感的に操作ができるというところを、今も数台入れている理由はそういうところになります。ですので、まだ小学校のうちは直感的に使ってどんどんと自分で興味を持ったところを深めていくような使い方をしていきたいと考えております。また中学生くらいになりますとグループ学習ですとか、自分たちでグループで課題をまとめたりすると、入力したりとか、プレゼンのようなものの資料をつくったりするということになってくると、実際はキーボードも使いやすい Chrome の端末のほうが効果的かなというところで、塩尻市としては、そういう考えで導入していきたいと考えております。
- **○金子勝寿委員** これで最後にしたいのですが、そういうことであればいいと思うのですが、また、委員会でも見せてください。どんなものを使うのかとか。モデルの物を多分、担当課は知っていると思いますので、また委員長に機会をつくっていただけたらと思います。以上です。
- ○委員長 いつ頃これは配備になるのですか。
- ○教育総務課長 早くても、物は秋以降になろうかと思いますので、導入できたところで機会を捉えて御説明させていただけるといいかなと考えますが、よろしいでしょうか。
- ○委員長 秋以降、9月議会以降になりますか。
- ○教育総務課長 多分、9月議会以降になるかと思います。
- **○委員長** それでは、また状況を見ながら委員会のほうで調整します。ほかにありますか。
- 〇柴田博委員 今のタブレットの問題ですが、国から4万5,000円ということですが、以前に全協などから出た話で4万5,000円では多分、足りないのではないかという話をされていたかと思うのですが、今これを計算すると、ぴったり4万5,000円でなっているのですが、その辺はどういう見込みなのでしょうか。
- ○教育総務課長 もともと、令和5年度までの計画の中で、我々も、もう少しお金がかかっても良い物はないか、 ということをじっくり考えていきたいという考えでした。ただ、前倒しの中で、今年度中に我々も整備していき たい中では、国が標準モデルとして示している無償の教育ソフトみたいなものがパッケージになっていますので、 これをまず先行して導入して使って、何年か後に、もし必要であれば、こういったもうちょっとスペックの上の ものも考えていければと思っているところです。
- 〇柴田博委員 それと、塩尻市だけでも 4,600 台余くらいあるわけですよね。ほかにも当然あるわけですから、全体でいったら相当な台数になって、これはメーカーのほうも幾つもあると思います。どこか1社から購入するということは多分ないと思うのです。そういう意味では先ほどお話に出ていましたけれど、その辺の調整というのは、もう一度聞かせてほしいのですけれど、どういう形になるわけですか。
- ○教育総務課長 全国で一斉に多分、同時に購入希望が殺到しますので、なかなか手に入りにくい中になるかと 予想はされますが、担当のほうでメーカー何社かに当たっている中では、そうはいっても早ければ秋ぐらいには 何とかなるであろうという話の中では、ある程度メーカーのほうも増産体制ができているのではないかなと見込 んでおります。
- 〇柴田博委員 はい。
- ○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

- ○西條富雄委員 今の GIGA スクール構想の中で保護者からの話で、GIGA スクール構想で各家庭にアンケート調査を実施しているようですが、その中で、ネット構想の内容をもうちょっと分かりやすくしてほしいと。今、おうちには持ち帰らないという方向ですが、将来的には持っていくだろうという中で、通信費はどうなるのですか。各家庭の通信費は負担になりますか、というような質問が来ていますが、それについてわかりますか。
- ○教育総務課長 現在、家庭におけるインターネット環境について、アンケート調査を行っているところで、本日中学校の分がまとまって来たので、御報告しておきます。中学校6校全体でインターネット環境がどれぐらいあるのか、ないのかという問いの中では、ないと答えている御家庭が全体の2%と、1年生から3年生までになりますが、かなり低いですので、環境はほとんどの御家庭で整っている状況がございます。小学校がどうなっているかも今、調査中ですから、それを見ながらになりますが、我々のほうで環境がない御家庭に対するモバイルルーターなどを、必要に応じて貸与していければどうかということも、今、検討しております。あとは通信費がどうしても御家庭持ちになってくる可能性がございます。まだ、この辺も検討中なもので、何とも言えないですが、そういったところの御家庭に対応するために、近くの公民館、分館のようなところも活用できないかというところまで広げて、今、検討している最中でございます。これについてはお時間をいただきながら、考えていきたいと思っているところです。
- ○西條富雄委員 調べましたら、厚労省の社会・援護局の課長に聞いたのですけれど、こういった教育扶助費なり生業扶助を、教材代として通信費の支給についてお話いただきまして、必要な額を教育扶助または生業扶助における教材代として実費支給することとしますと言っているものですから、一番心配しているのは生活保護者の家庭のお子さんが、先ほどの通信費の負担が増えたらどうなるかなということで、先ほど質問したのです。先ほどは、貸与という御答弁いただきましたので、その辺はないという理解をしてよろしいでしょうか。
- ○教育総務課長 生活保護家庭については、もしかすると、生活保護費の中の教育扶助の中で少し上乗せになる 可能性もございますし、今後は国の動向を見ながら考えていかなければいけないかと思います。あとは我々のほうで就学援助費を支給している世帯もございますので、そういったところの御家庭について通信費をどうしていこうかということも考えなければならないと思っていますので、検討材料として考えているところでございます。 ○委員長 ほかにありますか。
- **○丸山寿子委員** 18 ページの民生費の中の扶助費ですけれども、障害児入所給付事業のところの先ほどの説明で、 コロナの関係で放課後デイサービスということの話でありましたが、ウイルスの感染の関係で学校が休みになっ た場合の対応ということでよろしいでしょうか。
- ○福祉課長 コロナの関係で学校が臨時休校をしたということで、2月から5月までということで、6月からは学校が再開しておりますので、その期間に使われた給付費及びその保護者の負担金を給付するというものでございます。
- ○丸山寿子委員 特に障がいの子供の場合は、普通にお留守番ということも厳しい状況の子供もいらしたり、例 え兄弟がいても、いつものリズムと違うということだとか、いろいろパニックになりがちだということで非常に 考慮しなければいけないと思っているわけですが、ちなみに当市の場合の利用状況とか、それから利用できる施 設というのは、どこにどのように幾つくらいあるのか教えてください。

- ○福祉課長 今想定しています利用者対象児童ですが、市内約 16 名ほどを想定しておりまして、それを受け入れる事業所につきましては、5事業所がありまして、そちらのほうをお願いしている状況です。
- **○丸山寿子委員** 市内にも新しく、何年か前にできたところもあるかとは思うのですが、市外にも通っているのか、市内だけで5箇所なのか、その辺について詳しくお願いします。
- **○福祉課長** 市内だけでは足りないものですから、朝日村とか、松本市にも通っているお子さんがいらっしゃいますので、そちらのほうを利用している状況はございます。
- ○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

[「なし」の声あり]

○委員長 それでは質疑を終了します。

これより、自由討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 ないようですので、議案第 18 号中、当委員会に付託された部分については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、議案第 18 号中、当委員会に付託された部分については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

換気のため、少し早いですがここで10分間、11時まで休憩します。

午前 10 時 51 分 休憩

午前 10 時 58 分 再開

- ○委員長 それでは、休憩を解いて再開したいと思います。
- **〇長寿課長** 先ほど柴田委員から御要望のありました介護保険料の段階別の比較表をお配りしたいのですが、よるしいでしょうか。
- ○委員長はい、これを認めます。早くしてください。

軽く説明してください。よろしくお願いします。

- ○長寿課長 段階別の比較表ということで、平成 30 年度、去年の令和元年度、今年分と3年間を比較して並べてあります。主に変わったところは、第1段階から第3段階の方で、去年と今年と合わせて2段階で、0.3、0.5、0.7にしてきたという段階が見えるような表になっています。以上です。
- ○委員長 よろしいですか。
- 〇柴田博委員 はい。
- ○委員長 ありがとうございました。

それでは、次に進みます。

議案第19号 令和2年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

○**委員長** 議案第 19 号令和 2 年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。説明を求めます。

〇長寿課長 それでは、議案第 19 号令和 2 年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)になります。 資料の 1 ページをお願いします。第 1 条のところですが、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ 27 万 9,000 円を 追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 57 億 5,885 万 4,000 円とすることになります。

まず、歳出のほうから御説明したいと思います。9、10ページをお願いいたします。1 款総務費1項総務管理費1目一般管理費、説明欄白丸、介護保険事務諸経費になります。黒ポツ、介護保険システム改修委託料、マイナンバーの情報連携に伴う改修が27万9,000円になります。令和元年度に行ったものの追加の改修になります。

次に歳入になりますが、7、8ページをお願いします。1 款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料、 説明欄黒ポツ、現年度分保険料です。保険料の軽減制度に伴い減額するものです。1,197万8,000円の減額になります。

3款国庫支出金2項国庫補助金5目介護保険システム整備費補助金、説明欄黒ポツ、介護保険システム整備費補助金ですが、先ほど歳出で説明したシステム改修に対する国の補助金が3分の2になります。16万2,000円です。

6 款繰入金1項一般会計繰入金4目保険料軽減繰入金です。説明欄黒ポツ、低所得者保険料軽減繰入金ですが、 一般会計の補正で説明したとおり、軽減に伴う国、県、市の負担分を繰り入れるものです。1,197 万8,000円に なります。

5目その他一般会計繰入金、説明欄黒ポツ、事務費繰入金 11 万 7,000 円ですが、マイナンバーに関するシステム改修の国の補助を引いた市の負担分を繰り入れるものになります。説明は以上になります。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

[「なし」の声あり]

○委員長 よろしいですか。それでは質疑を終了します。

これより、自由討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第19号については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、議案第19号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。 次に進みます。

請願第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願

○委員長 次に、請願第1号義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願の審査を行います。事前に文書表が配付されていますので、朗読は省きたいがよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

- ○委員長 それでは、このことについて委員より御意見ありますか。
- **〇丸山寿子委員** 毎年出されている請願ではありますが、義務教育費につきましては、国が財政的な責任を果たすということが大切であります。自治体の財政力によらずに、子供たちが等しく教育を受ける権利を保障するということで、請願を採択し、意見書を上げていただきたいと思います。
- ○委員長ほかにありますか。

[「なし」の声あり]

○委員長 ただいま採択との意見がございましたが、当委員会の審査結果は採択ということでよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、請願6月第1号については、採択とすることに決しました。

それでは、意見書を提出という話でございますので、意見書の内容について御意見をお伺いしたいと思いますが、意見書(案)が提出されておりますので事務局から配付をしてください。

各自一読をお願いしたいと思います。

ただいま配付されました意見書の内容について、御意見がありましたらお願いいたします。よろしいですか。 それでは、意見書については正副委員長に一任願いたいが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 内容的には異議がないということで、意見書の内容、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、正副委員長に一任をいただきます。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件につきましては審査を終了といたします。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては委員長に御一任願いたいが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

行政側より何かあればお願いします。

閉会中の継続審査の申し出

- **○健康福祉事業部長** 継続審査のお願いをいたします。本委員会が所管しております健康、福祉、教育施策につきましては、様々な課題を抱えておりますので、休会中も引き続き継続して審査をお願いしたいと思います。以上です。
- ○委員長 ただいま継続審査の申し出がありましたが、これにつきまして御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 御審査をいただきまして、提案を申し上げました全ての議案に対してお認めをいただきまして、大変

ありがとうございました。

○委員長 ありがとうございました。以上をもちまして、6月定例会福祉教育委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前11時07分 閉会

令和2年6月12日(金)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 赤羽 誠治 印